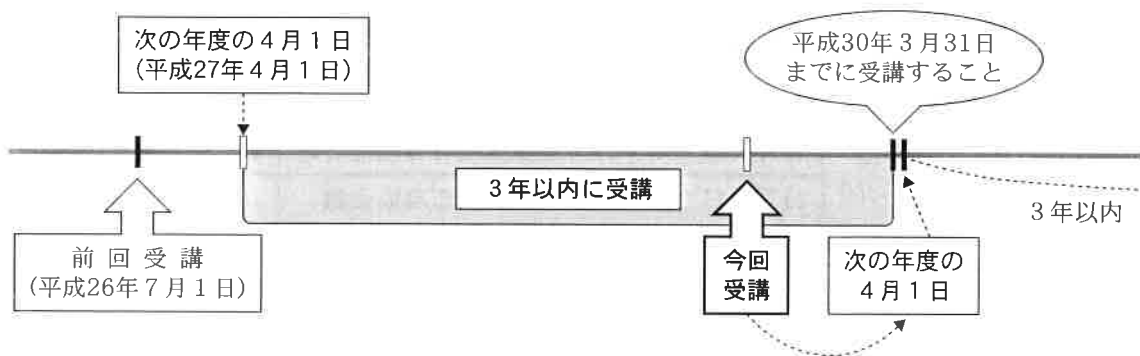


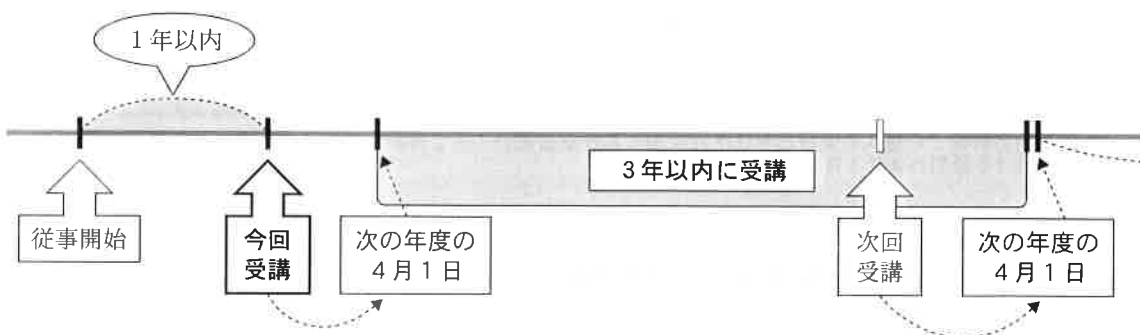
# 平成 29 年度 危険物取扱者保安講習のお知らせ

平成24年 4月 1日 から消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）の受講期限が変わりました。従来、保安講習の受講期限は、「当該免状の交付を受けた日又は講習を受講した日から3年以内に受講」することとされていましたが、「当該免状の交付を受けた日又は受講した日以降における最初の4月1日から3年以内に受講」すればよいことになりました。次の例を参考にして下さい。

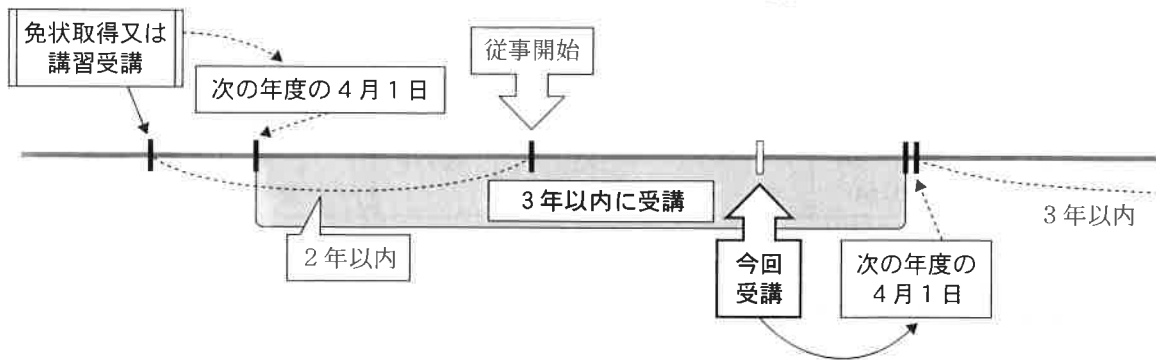
### 例 1 継続して危険物取扱作業に従事している者



### 例 2 新たに従事する者



### 例 3 新たに従事する者で過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている者



なお、平成29年度の受講対象者は、危険物取扱者免状所有者で危険物取扱作業に従事している者のうち

- 1 平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に講習を受講した者
- 2 過去に講習を受講していない者で、平成27年3月31日までに免状の交付を受けた者

ということになります。当該受講対象者は、平成29年度中（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に保安講習を受講すればよいこととなります。

## 保安講習を受けましょう！

(消防法第13条の23に規定する講習)

### 1 受講対象者

消防法第13条の23の規定に基づき、危険物取扱者免状所持者のうち、現に危険物製造所等で危険物の取扱作業に従事している者（危険物保安監督者等を含む。）は、危険物取扱者保安講習を次に示す一定期間ごとに受講しなければなりません。受講義務のない危険物取扱者免状所持者でも希望者は受講できます。

受講対象者がこの講習を受講しないと消防法第13条の2第5項の規定に基づき免状の返納を命ぜられることがあります。

### 2 受講申請書等の配布窓口

受講申請書の用紙は、最寄りの各消防本部、三重県防災対策部消防・保安課、各県庁舎の防災担当課及び当協会で5月15日（月）から配布予定です。

### 3 受講手数料

4,700円

(三重県収入証紙で額面4,700円を受講申請書に貼付)

### 4 受付場所及び問合せ先

〒514-0002 津市島崎町314番地

三重県島崎会館2階

一般社団法人 三重県危険物安全協会

TEL 059-226-8378

